

公益財団法人宮崎市体育協会非常勤役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎市体育協会（以下「協会」という。）の非常勤役員の報酬及び旅費について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 非常勤役員の報酬は別表1のとおりとする。

(支払方法)

第3条 報酬は、職務に従事する際支給するものとする。ただし、必要に応じてまとめて支給することができるものとする。

2 月額による報酬の支払い方法は、宮崎市の例による。

(旅費)

第4条 非常勤役員の旅費は、別表2に定めるとおりとし、その支給方法は、協会旅費規程を適用する。

別表1 役員の種類及び報酬

宮崎市の特別職である非常勤役員及び 宮崎市の一般職員である非常勤役員	無報酬
上記以外の非常勤役員	専務理事 月額 210,000円
	理事、評議員 日額 1,500円
	監事 日額 6,000円

別表2 役員の種類及び旅費

宮崎市の特別職の職員である非常勤役員 及び宮崎市の職員でない非常勤役員	宮崎市常勤の給与に関する条例（昭和26年宮崎市条例第43号）に規定する常勤の特別職にあるものの受ける旅費相当額
宮崎市の一般の職員である非常勤役員	宮崎市職員の給与に関する条例（昭和26年宮崎市条例第44号）に規定する給与表による5級以上の職務にあるものの受ける旅費相当額

附則

この規程は、公益財団法人宮崎市体育協会の設立の登記の日から施行する。